

公立宮城第228の2号
平成24年2月21日

各所属所長 殿

公立学校共済組合宮城支部長
(公印省略)

東日本大震災により被災した組合員等に対する
一部負担金等の免除措置の延長について（通知）

このことについて、平成23年6月13日付け公立宮城第228号により一定の要件に該当する組合員及び被扶養者に係る一部負担金等の免除措置の期間を平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間としていたところですが、今般、一部負担金等の免除を行う期間を下記のとおり延長することとなりましたので、組合員へ周知願います。

記

1 福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の対象組合員等

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（以下「警戒区域等」という。）として原子力災害対策本部長等の指示の対象を受けたことにより一部負担金等の免除措置の対象となっている組合員等については、当該免除措置を平成25年2月28日まで延長する。

2 警戒区域等以外の対象組合員等

上記1以外の東日本大震災により被災した組合員等で一部負担金等の免除措置の対象となっている組合員等については、当該免除措置を平成24年9月30日まで延長する。

3 入院時食事療養費等の標準負担額に係る免除措置

入院時食事療養費等と入院時生活療養費の標準負担額に係る免除措置については、平成24年2月29日までとする。

4 免除証明書について

一部負担金等の免除措置の延長に伴い、対象となる組合員等については、別紙のとおり新たに一部負担金等免除証明書を発行しましたので対象組合員に配布願います。

なお、平成24年2月29日までの有効期限の一部負担金等免除証明書については、3月1日以降に所属所を通し宮城支部まで返納願います。

担当：給付班 嶋
TEL：022-211-3676
FAX：022-211-3695